

24 福利厚生

地方公務員の福利厚生制度

地方公務員の福利厚生制度は、職員の健康の保持、増進及び生活内容の向上を図ることにより、公務能率を維持増進することを目的とし、厚生制度、共済制度及び公務災害補償に関する制度が地方公務員法で定められています。

(1) 厚生制度

地方公共団体が、職員の利用に供する診療施設の整備あるいは保養所の設置、文化、体育、娯楽に関する行事の実施、健康診断、職員住宅の建設など職員の健康、元気回復その他厚生に関する事業を計画し、実施する制度です。

なお、これらの厚生制度の多くは、共済組合や互助会の施設あるいは事業として行われています。

(2) 共済制度

職員やその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、災害等に対する給付と職員の退職又は死亡後における本人や遺族の生活の安定を図るための給付を行うため設けられた、相互救済を目的とする制度です。

ア 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、公立学校の教職員等が組合員であり、その組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって運営され、各種の事業を行っています。

イ 給付事業

① 短期給付

民間の健康保険制度に相当するもので、組合員及びその被扶養者の公務によらない病気や負傷、出産、死亡、休業、災害等の場合に、それぞれの規定に応じて給付するものです。

② 長期給付

それぞれの年金について、いずれにも該当するときに支給されます。

○ 特別支給の老齢厚生年金（65歳に到達するまで）

【受給要件】

- ① 特別支給開始年齢（図参照）以上であること。
- ② 1年以上の組合員（被保険者）期間を有していること。
- ③ 保険料納付済み期間と免除期間とを合算した期間（加入期間）が10年以上であること。

○ 老齢厚生年金(65 歳から)

【受給要件】

- ① 65 歳以上であること。
- ② 保険料納付済み期間と免除期間とを合算した期間(加入期間)が 10 年以上であること。
なお、65 歳からの老齢厚生年金受給開始と併せて「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。

○ 退職年金(年金払い退職給付)

【受給要件】

1 年以上の引き続く**組合員期間**を有する者が 65 歳に達したとき(その者が組合員(在職中)である場合を除く。)、又は 65 歳に達した日以後に退職したとき。

○ 障害厚生年金

初診日において、組合員(被保険者)であった者が、障害認定日[※]においてその傷病により一定の障害等級(1～3 級)に該当する程度の障害(1～3 級)にあるときに支給されます。

※障害認定日とは、原則的に初診日から 1 年 6 月目を経過した日をいいます。

○ 遺族厚生年金

組合員(被保険者)又は組合員(被保険者)であった者が、次のいずれかに該当する場合、その者の遺族に支給されます。

- ① 組合員(被保険者)が死亡したとき[※]
- ② 組合員(被保険者)であった者が、資格を喪失した後に、組合員(被保険者)であった間に初診日のある傷病により当該初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき[※]

※上記①②は、国民年金の保険料納付要件(3 分の 2 要件又は直近 1 年要件)が問われます。

- ③ 障害等級(公的年金制度)の 1 級又は 2 級に該当する障害状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済み期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者に限る。)又は保険料納付済み期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が、死亡したとき。

【年金の支給開始年齢】

① 昭和24年4月2日
～25年10月1日
生まれの人

60歳	特別支給の退職共済年金	退職共済年金
		老齢基礎年金
		65歳

② 昭和25年10月2日
～28年4月1日
生まれの人

60歳	特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金

③ 昭和28年4月2日
～29年10月1日
生まれの人

61歳	特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金

④ 昭和29年10月2日
～30年4月1日
生まれの人

61歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金

⑤ 昭和30年4月2日
～32年4月1日
生まれの人

62歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金

⑥ 昭和32年4月2日
～34年4月1日
生まれの人

63歳		老齢厚生年金
		老齢基礎年金

⑦ 昭和34年4月2日
～36年4月1日
生まれの人

64歳		老齢厚生年金
		老齢基礎年金

⑧ 昭和36年4月2日
以降生まれの人

65歳		老齢厚生年金
		老齢基礎年金

(イ) 健康管理事業

共済組合員の健康と福祉の増進を図るため、次のような事業を行っています。

- ・人間ドック（道及び市町村と共催） ・配偶者人間ドック ・脳ドック
- ・婦人がん検診
- ・特定健康診査及び特定保健指導
- ・健康相談事業(教職員電話健康相談24フリーダイヤル：0120-24-8349・電話・面談
メンタルヘルス相談フリーダイヤル：0120-783-269)
- ・心の健康総合相談室（電話・面接相談：011-530-6206、011-563-4241）
- ・ヘルスアップセミナー

(ウ) 貸付事業

組合員の臨時の支出に対し、次の種別の貸付を行っています。

- ・一般貸付 ・教育貸付 ・災害貸付 ・医療貸付 ・結婚貸付 ・葬祭貸付
- ・特別貸付 ・住宅貸付 ・住宅災害貸付 ・介護構造部分に係る貸付
- ・高額医療貸付 ・出産貸付

(エ) 教職員住宅事業

公立学校共済組合の資金を投資する方法で、道立学校教職員の住宅は道が、市町村立学校教職員の住宅は市町村が建設を行っていましたが、この事業における新規建設は、平成24年度末をもって廃止となりました。

なお、被災住宅の再建等については、引き続き実施しています。

(オ) 一般事業

- ・離島へき地勤務者支援事業 ・北海道教職員美術展
- ・退職準備セミナー ・介護支援（講座）
- ・共済組合札幌宿泊所利用補助(ホテルライフオーソ札幌の宿泊、会議室・婚礼・法要等の利用) ・指定宿泊施設利用補助（教職員互助会員を除く。）

イ 一般財団法人北海道公立学校教職員互助会

公立学校の教職員の保健、元気回復その他の福利厚生に関する事業を行っています。

(ア) 共済事業

○給付事業

- ・入院見舞金 ・へき地医療交通費補助金 ・傷病給付金 ・介護休業補助金
- ・障害見舞金 ・結婚祝金 ・出産給付金 ・次世代育成補助金 ・入学祝金

- ・弔慰金 ・遺児等給付金 ・災害見舞金 ・永年勤続祝金
 - ・セカンドライフ支援金 ・介護給付金 ・リフレッシュ支援金 ・積立還付金
- (イ) 貸付事業
- ・生活資金貸付 ・教育資金貸付 ・住宅資金貸付 ・自動車資金貸付
- (ウ) 福利厚生事業
- 福祉事業
 - ・指定宿泊施設利用補助 ・北海道教職員体育大会 ・地区別レクリエーション
 - ・健康推進（チャレンジ!アウトドア、チャレンジ!スキー、チャレンジ!ウォーク、MANABU!旅、婚活事業、チケット割引補助事業、チケット割引幹旋事業、全教互会員証割引）
 - ・健康管理（人間ドック補助等）
 - 団体保険等事業
 - ・団体保険及び団体扱保険の取扱
 - 奨学金給与事業
 - ・現職会員の被扶養者である遺児に対して奨学金を給与
- (エ) 教育・文化振興事業
- ・教育講演会 ・札幌交響楽団公演 ・特別支援学校スクールコンサート
 - ・北海道教職員美術展 ・市町村等公演補助

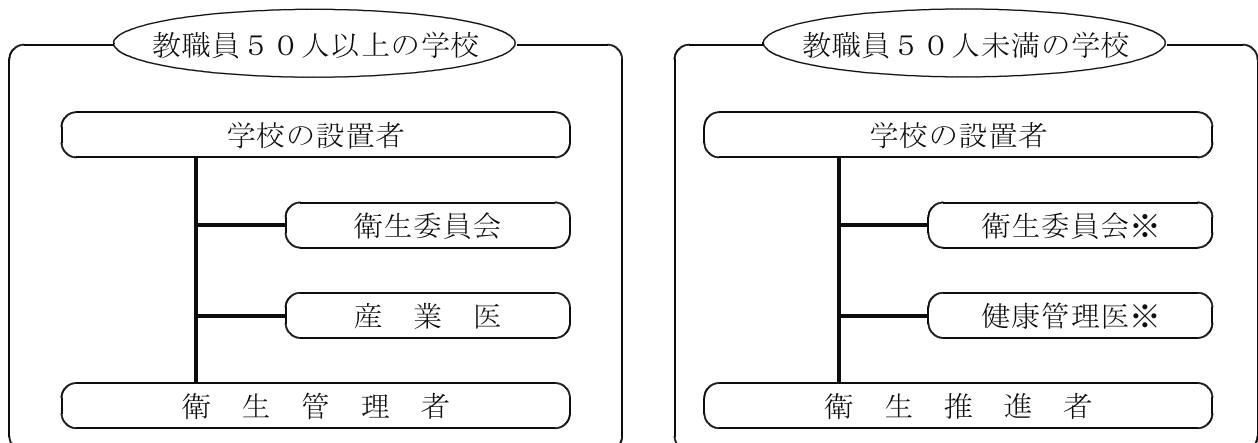
(3) 労働安全衛生管理体制

労働安全衛生法（以下、「労安法」という。）は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものです。

学校においても労安法に基づき労働安全衛生管理体制の整備が求められています。

ア 学校における労働安全衛生管理体制

労安法では、事業場の業種や規模に応じて、安全衛生管理組織と安全衛生に関する調査審議機関からなる安全衛生管理体制を整備することが定められています。



※は道立学校の場合

なお、北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）では、労安法に基づき北海道立学校職員安全衛生管理規程（以下、「管理規程」という。）を定めており、各道立学校では、職員の安全衛生に関する業務を行う衛生管理者等を選任し、また、健康・衛生に関する調査審議を行う場として衛生委員会を設置することとしています。

イ 衛生管理者・衛生推進者の選任

教職員数50人以上の学校においては「衛生管理者」を、教職員数50人未満の学校においては、「衛生推進者」を選任することとしています。

- 衛生管理者・衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状況に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずることとし、また、衛生委員会に出席します。

ウ 産業医・健康管理医の選任

教職員数50人以上の学校においては「産業医」を選任します。なお、道立学校においては、教職員数50人未満の場合について「健康管理医」を選任することとしています。

- 産業医は、健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関することや健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること等を行うとともに、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのある時は、直ちに校長に対し、職員の健康障害を防止するため必要な事項を報告し、又は改善等の措置を講ずるよう意見を述べることとし、また、原則として衛生委員会に出席することとしています。
- 健康管理医は、健康相談等学校職員の健康保持増進に関することや学校職場の巡視による快適な職場環境の形成の促進に関する等を行うとともに、健康相談などを行うこととしています。

エ 衛生委員会《総括管理者（校長、副校長又は教頭の職にある者）、産業医、衛生管理者等》

労安法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して、衛生委員会の設置を義務づけています。また、常時50人未満の労働者を使用する事業場で衛生委員会を設置していない場合は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされており、職員50人未満の学校については、職員50人以上の学校に準じて衛生委員会又は衛生部会等を設置することが望ましいとされています。

なお、道教委では、職員50人未満の学校も含め全道立学校で衛生委員会を設置することとしています。

衛生委員会は、学校職場全体が協力し合って、当該学校における職員の危険又は健康障害の防止や健康増進、安全衛生に係る事項等を調査審議する貴重な場です。

衛生委員会では、以下の事項について調査審議を行います。

- ① 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ② 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
上記④の重要事項には、次の事項が含まれています。
 - (ア) 衛生に関する規定の作成に関すること。
 - (イ) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - (ウ) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
 - (エ) 定期健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - (オ) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画に関すること。

メンタルヘルス対策の取組

■メンタルヘルス対策

道教委では、病気休職者のうち、精神疾患による休職者の占める割合が高い傾向があることから、予防の取組に重点をおいた「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」を策定し、公立学校共済組合との連携を図り、次のとおりメンタルヘルス対策に取り組んでおります。

- ◇ 教育・研修等（正しい知識と理解、セルフケア支援）
 - ア メンタルヘルスセミナー等の開催
 - イ メンタルヘルスに関する資料（冊子）等の配布
 - ウ ストレス自己チェックの普及（ホームページ掲載）
 - エ メンタルヘルス研修用DVDの貸出
- ◇ 心の健康相談（心の病の早期発見、早期治療及びアフターケア）
 - ア 電話・面接相談 ホテルライフオート札幌内
 - イ 面接相談を函館市ほか6地区
 - ウ 公立学校共済組合本部の健康電話相談及び面接カウンセリング
- ◇ 復職支援（長期療養職員の円滑な職場復帰と再発防止）
 - ア 復職前 職場復帰訓練を制度化
 - イ 復職後 ・復職後一定期間の管理監督者による定期的面接
・復職等の3か月後の勤務状況報告
- ◇ 精神保健産業医の配置（メンタルヘルス対策推進体制の整備）
教育庁に精神保健産業医を配置

■ストレスチェック制度

労働安全衛生法に基づき、医師等による教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが、学校の設置者に義務づけられています。（教職員数50人未満の学校では当分の間努力義務）

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、医師による面接指導が必要と判断された教職員から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければなりません。

その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合は、適切な就業上の措置を講じなければならないこととされています。

道教委では、教職員数50人未満の学校も含め、全ての道立学校職員等を対象に、ストレスチェックを実施、集団分析結果を取りまとめ各学校へ通知し、職場環境の改善に向け取組を促します。

質問票のイメージ

あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

	そ う だ	そ ま う あ だ	ち や が や う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4

■長時間労働による健康障害の防止～過重労働対策～

近年の医学的知見から、脳、心臓疾患の発症が長時間労働と深い関わりを持つとされ、労働時間が長くなるほど発症のリスクが高まると判断されています。

こうしたことから、長時間の業務により健康への悪影響が懸念される職員及び職場における健康管理対策に対応するため、過重労働による健康障害の防止に当たり、道教委では、「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」を定め、医師による面接指導を行うこととしております。

【面接指導対象職員】

- **本人の申出の有無にかかわらず面接指導を実施**
 - ◆ 直近1月の時間外勤務時間が100時間以上の職員
 - ◆ 直近の2か月間から6か月間までのいずれかの1月当たりの平均の時間外勤務時間が80時間を超えた職員

- **本人の申出により面接指導を実施**
 - ◆ 直近1月の時間外勤務時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められる職員、又は、健康上の不安を有している職員
 - ◆ その他、所属長及び産業医等が必要と認めた職員

■心の健康総合相談室

公立学校共済組合北海道支部 『心の健康総合相談室』

ひとりで悩まず「心の健康相談」に電話をかけてみませんか

～ 面接相談に係る相談料はかかりません ～

相談時間・相談方法等について

- 相談対象者：組合員
 - 相談者：組合員本人、組合員の家族、組合員の所属長、組合員の同僚
※但し「組合員の同僚」は電話相談のみ
 - 相談事項：日常生活及び職場等における心の健康に関する相談
 - 相談方法：電話相談又は面接相談
- 専用電話** 011-530-6206
011-563-4241
- 相談場所：心の健康総合相談室
(場所は「ホテルライフオー・札幌」です。)
 - ◆電話相談
 - ①保健師：月・火・水・金曜日 9時30分～17時
木曜日 13時～20時
第1・第3土曜日 10時～15時
 - ②教育行政経験者：火～金曜日 9時30分～17時
※祝日・12月29日～1月3日を除きます。
 - ◆面接相談
 - ①精神科医師 毎月1回(要予約)
 - ②保健師、教育行政経験者 随時(要予約)

※秘密厳守で相談に対応しています。気軽にご利用ください。

(4) 公務災害補償制度

ア 災害補償制度の概要

(7) 災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等（以下「職員」という。）が公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）を受けた場合に、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）に基づき、その災害によって生じた損害の補償などが行われる制度であり、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することが目的とされています。

この災害補償制度は、公務災害について地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生する使用者の無過失責任主義をとり、また、通勤災害についても使用者の責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害の補償が行われる点で、過失主義を原則としている民法上の損害賠償とは異なることに大きな特徴があります。

(イ) 地方公務員災害補償基金

法に基づき設置されている地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、職員の属する地方公共団体等に代わり、公務災害又は通勤災害の認定、各種補償の支給決定及びその支払い等を行う法人であり、その補償の実施に必要な財源は、基金定款等で定める負担金率によって納入される地方公共団体等からの負担金で賄われています。

イ 災害補償の種類と内容

法に規定する補償の種類、内容の概略は次のとおりです。

補償の種類	補 償 の 内 容
1 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合、必要な療養が行われ、又は必要な療養の費用が支給されます。（療養上相当と認められるものに限りです。）
2 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき、1日につき平均給与額の60%に相当する金額が支給されます。
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が法施行規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合、第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金が支給されます。
4 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき、法施行規則別表第3に定める程度の障害が残った場合、障害の程度により、第1級から第7級までは年金が、第8級から14級までは一時金が支給されます。
5 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、法施行規則別表第4で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合、通常要する費用を考慮して総務大臣が定める額が、当該介護を受けている期間支給されます。

補償の種類	補 償 の 内 容
6 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合、遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。
7 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合、葬祭を行う者（遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者）に対し、支給されます。
8 障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合、既に支給された年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないとき、その遺族に対し、その差額が支給されます。
9 障害補償年金 前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給されます。
10 遺族補償年金 前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合、以後その者が受けることのできる年金の一部を前払一時金として支給されます。
11 予後補償 (船員の特例)	傷病が治った時、勤務できない場合で、給与を受けないとき、1日につき平均給与額の60%に相当する金額が、治った日の翌日から勤務することができない期間支給されます。
12 行方不明補償 (船員の特例)	船員が公務上、行方不明になった場合、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日からその行方不明の期間（3月を超えるときは3月間）1日につき平均給与額の100%に相当する金額が支給されます。（当該期間が1月に満たない場合は行われません。）

※基金では、法に規定する補償の他、被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図るための措置として、補聴器や車椅子等の補装具の支給、機能訓練等のリハビリテーションの実施、奨学援護金の支給などの福祉事業が実施されています。

ウ 災害補償の手続き

- (ア) 被災職員又はその遺族等は、任命権者を經由して基金に対し、各種補償の請求を行います。
- (イ) 任命権者は、提出された請求書の記載内容を点検し、当該認定に関する意見を付して所要の証明等を行い、基金に送付します。
- (ウ) 当該災害が公務災害又は通勤災害であるか否かを認定する基金から、請求者及び任命権者に、各種補償の決定通知がされます。
- (エ) 被災職員等からの公務災害又は通勤災害に係る各種補償の請求に対し、法令の定めるところに従い、基金で現物給付又は金銭給付の補償が行われます。

エ 公務（通勤）災害の認定

- (ア) 公務と負傷（又は疾病）の間に相当因果関係（公務起因性）が認められなければなりません。そのためには、職員が公務に従事し任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）が証明される必要があります。

① 公務上の負傷の認定

負傷の発生が外見から明らかであることが多いことから、原則として、職務（職務遂行に伴う合理的行為、職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為を含む。）、出張、外勤又は赴任期間中その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷は、公務上の災害とされます。ただし、故意又は本人の素因によるもの、天

災地変によるもの及び偶発的な事故（私的怨恨によるものを含む。）によるものであると明らかに認められるものは、公務上の災害とされません。

② 公務上の疾病の認定

公務上の負傷に起因して発生した疾病が医学的に発症機序が明らかな場合は、公務上の疾病とされますが、それ以外の疾病の場合は、個々の場合について、「公務に起因することが明らかな疾病」であるか否かの判断により公務上又は公務外とされます。

③ 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病に対する治療の結果、何らかの障害を残して症状が固定した場合、公務上の負傷又は疾病と残存する障害との相当因果関係が認められると、当該障害は公務上とされます。また、公務上の死亡とは、公務上の負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、この負傷又は疾病（これらの負傷又は疾病から続発した疾病も含む。）と死亡との間に相当因果関係があることが必要とされています。

(イ) 通勤災害の認定

通勤災害とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間の往復を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害を言います。その移動の合理的な経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合は、その逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とされません。ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

なお、通勤災害はその性格上、所属長等がその事実関係を確認し、確実に把握することが困難な場合が少なくありません。しかも、交通事故によるものが多いことから、示談、後遺障害等、後日に問題となる場合が多いと考えられ、被災職員等の利益保護に特に配慮する必要があるとされています。

オ 補償を受ける権利の時効

補償を受ける権利は、2年間（障害補償、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については5年間）請求が行なわれなときは、時効によって消滅することとされています。

カ 第三者の損害賠償責任との調整

(ア) 補償の原因である災害が第三者（当該災害に関し民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者）の行為によって生じ、基金による補償が行われたときは、その価額の限度において、補償の受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を基金が取得します。

(イ) 上記(ア)の場合において、補償の受給権者が、当該第三者から当該補償の事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、基金はその価額の限度で補償の義務を免れます。

キ 不服申立等

基金の行った公務上・公務外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定等に不服がある場合、法、行政不服審査法その他の法律によって、被災職員等が審査請求できる制度が設けられています。

審査の公正を期すため、第三者的審査機関として「審査会」が設置されています。